2015年6月22日

各　位

会 社 名　株式会社りそなホールディングス
代表者名　取締役兼代表執行役社長　東　和　浩
（コード番号　8308　東証一部）

早期健全化法優先株式の取得および消却について

当社は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく優先株式(丙種優先株式および己種優先株式。以下、これらを総称して「早期健全化法優先株式」といいます。)を取得すること(以下、「本自己株式取得」といいます。)について、下記のとおり、会社法157条1項に定める取得事項を決定し、本日、関係当局の承認をいただきましたので、お知らせいたします。

本自己株式取得は、2015年6月19日開催の定時株主総会において、早期健全化法優先株式の一括繰上返済に関する議案が承認可決されたことを受け、2015年5月12日開催の取締役会決議により設定された自己株式取得枠(自己株式取得枠の内容については、本プレスリリース末尾に記載の「(ご参考) 自己株式取得枠の内容(2015年5月12日開催の取締役会での決議内容)」をご参照ください。)に基づき行うものです(本自己株式取得の詳細につきましては、2015年5月12日公表の「早期健全化法優先株式の一括繰上返済および取得枠設定について」をご参照ください。)。また、取得した早期健全化法優先株式は、取得後速やかに消却を行う予定としております（取得および消却に関する手続終了後、あらためてお知らせいたします)。

なお、2003年6月の預金保険法による公的資金の注入以来、ピーク時で3兆1,280億円ありました公的資金は、本自己株式取得をもちまして全額返済となります。

記

１．丙種優先株式

（１）取得する株式の総数	12,000,000株
（２）株式の取得価額	１株につき金3,000円00銭
（３）取得価額の総額	36,000,000,000円
（４）株式の取得の相手方	株式会社整理回収機構
（５）譲渡の申込期日	2015年6月22日（本日）
（６）取得予定日	2015年6月25日（木）

２．己種優先株式

（１）取得する株式の総数	8,000,000 株
（２）株式の取得価額	１株につき金 7,500 円 00 銭
（３）取得価額の総額	60,000,000,000 円
（４）株式の取得の相手方	株式会社整理回収機構
（５）譲渡の申込期日	2015 年 6 月 22 日（本日）
（６）取得予定日	2015 年 6 月 25 日（木）

以 上

（ご参考）自己株式取得枠の内容(2015 年 5 月 12 日開催の取締役会での決議内容)

（１）取得対象株式の種類	丙種優先株式および己種優先株式
（２）取得する株式の総数	丙種優先株式 12,000,000 株 己種優先株式 8,000,000 株
（３）株式の取得価額	丙種優先株式：１株につき金 3,000 円 00 銭 己種優先株式：１株につき金 7,500 円 00 銭
（４）取得価額の総額	960 億円(うち、丙種優先株式：総額 360 億円、己種優先株式：総額 600 億円)
（５）取得期間	2015 年 6 月 19 日から１年間

(注 1)取得する丙種優先株式および己種優先株式の総数は、これらの株式の発行済株式総数と同じ数です。

(注 2)本自己株式取得は国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できたこと、および、2015 年 6 月 19 日開催予定の定時株主総会において、早期健全化法優先株式の一括繰上返済に関する議案が承認可決されることを条件として実施します。

(注 3)取得した丙種優先株式および己種優先株式については、取得後速やかに消却を行う予定です。